

# 重度訪問介護

令和6年4月報酬単価

下記以外	1時間未満	186 単位
	1時間以上1時間30分未満	277 単位
	1時間30分以上2時間未満	369 単位
	2時間以上2時間30分未満	461 単位
	2時間30分以上3時間未満	553 単位
	3時間以上3時間30分未満	644 単位
	3時間30分以上4時間未満	736 単位
	4時間以上8時間未満	821単位に30分を増す ごとに+85 単位
	8時間以上12時間未満	1,505単位に30分を増す ごとに+85 単位
	12時間以上16時間未満	2,184単位に30分を増す ごとに+81 単位
病院等に 入院又は 入所中の 障害者に 提供した場合	1時間未満	186 単位
	1時間以上1時間30分未満	277 単位
	1時間30分以上2時間未満	369 単位
	2時間以上2時間30分未満	461 単位
	2時間30分以上3時間未満	553 単位
	3時間以上3時間30分未満	644 単位
	3時間30分以上4時間未満	736 単位
	4時間以上8時間未満	821単位に30分を増す ごとに+85 単位
	8時間以上12時間未満	1,505単位に30分を増す ごとに+85 単位
	12時間以上16時間未満	2,184単位に30分を増す ごとに+81 単位
16時間以上20時間未満	2,834単位に30分を増す ごとに+86 単位	
20時間以上24時間未満	3,520単位に30分を増す ごとに+80 単位	

※共生型サービスは上記と同様。

# 重度訪問介護

令和4年10月報酬単価

下記以外	1時間未満	185 単位
	1時間以上1時間30分未満	275 単位
	1時間30分以上2時間未満	367 単位
	2時間以上2時間30分未満	458 単位
	2時間30分以上3時間未満	550 単位
	3時間以上3時間30分未満	640 単位
	3時間30分以上4時間未満	732 単位
	4時間以上8時間未満	817単位に30分を増す ごとに+85 単位
	8時間以上12時間未満	1497単位に30分を増す ごとに+85 単位
	12時間以上16時間未満	2172単位に30分を増す ごとに+80 単位
病院等に 入院又は 入所中の 障害者に 提供した場合	1時間未満	185 単位
	1時間以上1時間30分未満	275 単位
	1時間30分以上2時間未満	367 単位
	2時間以上2時間30分未満	458 単位
	2時間30分以上3時間未満	550 単位
	3時間以上3時間30分未満	640 単位
	3時間30分以上4時間未満	732 単位
	4時間以上8時間未満	817単位に30分を増す ごとに+85 単位
	8時間以上12時間未満	1497単位に30分を増す ごとに+85 単位
	12時間以上16時間未満	2172単位に30分を増す ごとに+80 単位
16時間以上20時間未満	2818単位に30分を増す ごとに+86 単位	
20時間以上24時間未満	3500単位に30分を増す ごとに+80 単位	

※共生型サービスは上記と同様。

# 重度訪問介護

令和6年4月報酬単価

重度障害者等の場合	15 %	
障害者支援区分6に該当する者の場合	8.5 %	
2人の重度訪問介護従業者による場合	200 %	
熟練従事者が同行して支援を行う場合	170 %	
※廃止		
熟練従業者が新任従業者に同行して区分6の利用者に支援を行う場合	180 %	新設
熟練従業者が重度障害者等包括支援の度合にある利用者を支援する従業者に同行して支援を行う場合	180 %	新設
夜間もしくは早朝の場合	25 %	
深夜の場合	50 %	
90日以上利用減算 「病院等に入院又は入所中の障害者に提供した場合」に限る	80 %	
身体拘束廃止未実施加算	99 %	新設
虐待防止措置未実施減算	99 %	新設
業務継続計画未策定減算	99 %	新設
※令和7年4月1日から適用		
情報公表未報告減算	95 %	新設
特定事業所加算(Ⅰ)	20 %	
特定事業所加算(Ⅱ)	10 %	
特定事業所加算(Ⅲ)	10 %	
特定事業所加算(Ⅳ)	5 %	
特別地域加算	15 %	
緊急時対応加算	100 単位	
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位	

# 重度訪問介護

令和4年10月報酬単価

重度障害者等の場合	15 %
障害者支援区分6に該当する者の場合	8.5 %
2人の重度訪問介護従業者による場合	200 %
熟練従事者が同行して支援を行う場合	170 %
夜間もしくは早朝の場合	25 %
深夜の場合	50 %
90日以上利用減算 「病院等に入院又は入所中の障害者に提供した場合」に限る	80 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
特定事業所加算(Ⅰ)	20 %
特定事業所加算(Ⅱ)	10 %
特定事業所加算(Ⅲ)	10 %
特定事業所加算(Ⅳ)	5 %
特別地域加算	15 %
緊急時対応加算	100 単位
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位

喀痰吸引等支援体制加算	100 単位	
「病院等に入院又は入所中の障害者に提供した場合」は算定不可		
移動介護加算		
1時間未満	100 単位	
1時間以上1時間30分未満	125 単位	
1時間30分以上2時間未満	150 単位	
2時間以上2時間30分未満	175 単位	
2時間30分以上3時間未満	200 単位	
3時間以上	250 単位	
2人の重度訪問介護従業者による場合	× 200	
熟練従事者が同行して支援を行う場合		
※廃止		
熟練従業者が新任従業者に同行して区分6の利用者に支援を行う場合	180 %	新設
熟練従業者が重度障害者等包括支援の度合にある利用者を支援する従業者に同行して支援を行う場合	180 %	新設
初回加算	200 単位	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
行動障害支援連携加算	584 単位	
移動介護緊急時支援加算	240 単位	
入院時支援連携加算	300 単位	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	20.0 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	14.6 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	8.1 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	7.0 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	5.5 %	
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	4.5 %	
<b>※令和6年5月31日まで算定可能</b>		

喀痰吸引等支援体制加算	100 単位
「病院等に入院又は入所中の障害者に提供した場合」は算定不可	
移動介護加算	
1時間未満	100 単位
1時間以上1時間30分未満	125 単位
1時間30分以上2時間未満	150 単位
2時間以上2時間30分未満	175 単位
2時間30分以上3時間未満	200 単位
3時間以上	250 単位
2人の重度訪問介護従業者による場合	× 200
熟練従事者が同行して支援を行う場合	× 170
初回加算	200 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
行動障害支援連携加算	584 単位
移動介護緊急時支援加算	240 単位
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ)	20.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ)	14.6 %
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ)	8.1 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ)	7.0 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ)	5.5 %
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	4.5 %

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	34.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	32.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	27.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	21.9 %	新設
<b>※令和6年6月1日から算定可能</b>		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	29.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	28.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	28.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	27.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	24.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	22.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	22.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	22.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	20.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	17.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)	17.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)	16.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)	15.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14)	10.9 %	新設
<b>※福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、 令和7年3月31日まで算定可能</b>		